

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
1.自治基本条例の必要性			
		今、小平市で自治基本条例をつくる本当の必要性がどこにあるのか？すでにある市条例でなにか不具合があるのか？	7
		他条例の上に立つものだとすると、内容が抽象的になり、細部の課題に対しては他条例で定めなければならない。直接的な効力がない。	
		市行政だけでは、財源だけでなく知恵も足りず、市政が回っていかないのだろう。市民の手を借りたい、という行政の思惑があると考えている。	
		いま、小平市のまちに対しては、交通が不便だという少しの不満はあるが、生活をしていてそれ程不満があるわけでもない。夕張市のように、市民もこの自治基本条例に関心を持つようになると思う。	
2.自治基本条例に期待すること			
		小平の縁を守り残すためにこの条例が活用されるといい。	3
		国民が主権者であることは憲法で50年も前から定められている。今自治基本条例を作っているということはそれが実現できていないことの表れだ。市民主権をしっかりとらってほしい。	2
		薬草園の廃止、NTT跡地の開発などに代表される、小平で困ったことがある場合、これでくい止られる条例になればよい。	2
		市民が地域に目をむけるきっかけになってよいと思う。大事なことはこの条例の内容を市民に息づかせることだ。そのためには自治条例を推進する運動体が必要だ。自らの常識を覆すような、現状打破できるようなことから始めるべき。	2
		情報公開は徹底的に強く規定してほしい。	
		行政や議会の不祥事を抑止できるような条例にしてほしい。	
		小平市の現在ある条例にはまだ不十分な点がある。その見直しに際して市民参加が行われることが重要だ。	
		自治基本条例をつくるのが、みんながワクワクするようには感じられない。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
		地域や人々の生活には習慣となるような暗黙のルールがある。それを次世代にどう伝えるかがポイントではないか。小平市も寂しいところばかりでないといいたい。	
		子どもをめぐる犯罪が全国的にも多く、人と人を繋げる社会になったらよいと思う。	
		都の薬用植物園を守る活動をしているが、どうやって守るかということでは、この自治基本条例の制定はとてもタイミングが良いと思う。この自治基本条例の考えに則り、市民だけでなく学生等の声も反映させて活動を考えたい。	
		高齢化した自治会活動や地域での高齢者ケアの問題についても、この自治基本条例が制定されれば前に進むと思う。	
		この自治基本条例が出来れば、プレイパークづくりの市民の取り組みが協働のモデルケースとなると思う。	
		市長、市議会議員ともに市民の直接選挙ではあっても、小平の市政が主権者からも時には市職員からも見えないプロセスを経ている閉塞感は、暮らしを良くする楽しみをもって努力している市民達を疲弊させている。「自治基本条例」は、この点での市民のこだわり、市民が譲れないところは何なのかを示すものであればよく、具体的な細目はその時々での市民の価値観を肯定するために必要なきっかけを盛っておくだけで良いと思う。	
		「基本」には市民の普遍的な思いを置き、この上に置かれた条例の解釈と汎用が「基本」を反映した形で行なわれる事のために有用であればよい。例えば選挙で誰を選ぶか、市政がどうあるべきと語り合えるかといったところから市民の「自治」の意識が進歩しはじめることと期待する。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
3.骨子案について			
(1) この条例のねらい、特色について			
		小平市としてどのようなまちづくりをしていきたいのか、といった特色、アピールポイントがない。小平らしさ”をもっと出せたらいい。例えば、「5 参加及び協働」、玉川上水などの上水、緑など。	9
		現状の問題認識をはっきりと打ち出していないので、この骨子案でどう現実を変えたいのかが不明確な骨子案である。	2
		従前の住民自治基本条例に比べて、子どもの権利や危機管理、常設の市民投票制度など、進化していると感じた。	
		会議録を見ると色々な意見が出ているが、それは反映されておらず、骨子案の内容は、他の自治体で制定された条例とほとんど同じ内容である。	
(2) 部分についての意見			
①目的			
1	1	「市民の権利・義務」を「市民及び事業者等の権利義務」にしたらどうか。	
1	1	骨子案の目的や基本理念、めざす方向は、賛意を表したい。	
②定義			
2	2	事業者の定義には、「団体」とだけではなく、企業や法人などははっきりと書いたほうが分かりやすい。	3
2	2	「まちづくり活動」という言葉が抽象的、総花的すぎるので、より細かく分類する必要があるのではないか。	2
2	2	「まちづくり活動団体」ではハードのまちづくりをイメージしてしまったり、コミュニティ活動や市民活動という積極的な側面が語感として消えていくので、「市民活動団体」などとしたらどうか。	2
2	2	「市」の定義は、自治基本条例としてはよいと思うが、本条例の#30以下の「市」との関連では、定義づけた「市」の概念より、狭義の「市長その他の執行機関及び市職員」より構成される小平市の行政組織を指すのではないか。市議会を含めた定義づけの「市」とは違った「市」の概念であり、この辺を交通整理した文言に工夫すべきと思う。	2
2		開発など営利企業と市民とのニーズはかなり違いが出ると思うがどう考えているか。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
2	2	「市民」の中に、在勤在学の個人と書いてあったので安心した。小平に教育機関が多く良いことである。学校で働くものとしても、地域で暮らすものとしても、地域にどう関わるかというのが気になることだ。	
2	2	# 2 市民の定義について、小平市に住みたかったけれど、事情があって住めなかった人がある。こういう人たちを忘れないで市民として定義してほしい。例えば、障害者施設については、定員オーバーのため、希望者の4～5割は市外の施設を利用せざるを得ない。本人も市内の施設を望んでいるのに利用できない状況にある。	
③自治の基本原則			
3	3	理念あつての条文。条文が先で理念が後なのはおかしい。	2
3	3	骨子案は、「自治基本条例」の理念や、市民にとって何であるのかの根幹が通っていない。	2
3	3	この市の市民の「基本」になる考え方は、人権意識を持ったものでありたい。平和や餓えない程度の豊かさに安穩としていると「基本」は見えません。本当のところ、どうやって何に依って暮らしているのか、今の自分を基準とせず、歴史、年令、状態、身分、資格、ありとあらゆる想像力をもちよって議論して、この市の市民の宝を見出して欲しいと思う。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
④市民の権利及び責務			
4		小平は水と緑の魅力的なまち。開発されてよさがなくなってく ので、何かくい止めることを考えていかなければならない。環 境権などが書き込めると良いと思う。	3
4	4	「市民の権利」については、市民の人権を考慮した上で、権利 の自由があるということを記して欲しい。	
4	4	包括的な「市民の権利」を自治基本条例に書き込んだら、例え ば安全や生活権が脅かされる人々を救済しなければならなくな るので、どこまで一人ひとりの生活の困窮を自治体政府が救え るかということについて、検討しておいたほうがよい。もし自 治基本条例を本当にそのまちの憲法として実現していくことを 前提にするのであれば、どこまで市の責任でこれを実行してい けるかについての議論が重要だ。	
4	4	市民の権利の中に「環境権」や「安全・安心」などの言葉を入 れてほしい。こういうことを小平市の特徴として打ち出して いってほしい。	
4	4	環境権に関連して国際基準であるISO14001の取得を目指すよう に条例に入れてほしい。	
4	5	納税以外の義務が生じた場合はどう考えるのか。	
4	6	自治には市民の自浄能力が必要で、それを養う責務が市民にあ ることを書き込んでほしい。	
4	7	事業者のCSRも大切だが、そこで働く従業員の生活を大切に する視点も忘れないでほしい。	
4	8	「事業者の義務」の中で「費用を分担」とあるが、税金のよう なもの指しているのか。	
4	8	子育て支援を行っているような事業者に対しても、「事業者の 義務」の「費用を分担」が同じように適用されるのか。	
4	9	「事業者の責務」についても、人権、市民の生活に配慮した上 で、事業者に自由があるというようなことを記して欲しい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
4	9	#9事業者の責務 「事業者等は、社会的責任を自覚するとともに地域社会との調和、環境および市民生活に配慮しまちづくりに寄与するよう努めるものとします。」は、事業者が社会的責任を自覚しなければならないのはその通りと思うが、いかにも自覚していないが如く先入観が感じられ懲罰的な感じがする。社会的責任を自覚しなければならないのは、事業者にかかわらず団体や市民一人一人も同じ。この部分は削除すべきだと思う。	
4	9	企業の社会貢献などもあり、もう少し積極的な意味を持たしたらどうか。	
4	10	情報を知る権利について、市政に関する情報を知った時にはもう遅い、ということが多いので、タイミングの適正さについてもより具体的に規定してほしい。	2
4	10	情報公開条例との整合はとっているのか。	
4	10	情報が行政と市民の共有財産というなら、一歩踏み込んだ内容にすべき。当たり前なことしか書いていない。	
⑤参加及び協働			
5		市民参加とはどういう形を想定しているのか。通常、市民は議員を通して意見をだすが、ここでの提案の意図は？新たに参加をするのであれば今までの議会を通す意味がなくなるのではないか。	
5		市民参加で考えたことも議会で否決されることもあるのではないか。	
5		市民と学生とは、どうすれば協力できるか。	
5		CSRの考え方を協働に入れてほしい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
5		地域等で課題が生じた時、住民が自発的に協議会を立ち上げ提言できるシステムを盛り込んでほしい。	
5		市民、市長、議会との「タウンミーティング」よりつっこんだ意見交換会のようなものがあるといい。	
5	11	満18歳以上の市民と同様に、高齢者・障害者など当事者となる人たちの意見もきちんと聴いて政策に反映していく形を明確に、条文に入れてほしい。障害者にも参加の権利を特出しして盛り込む必要がある。現状の都条例や法律では不足している。市の条例で上乗せすべき。	3
5	11	いろいろ意見を言ったり参加する場は保障されている。しかし、内容は発展していない。会議のあり方やプロセスを重視しないと本当の意味でよいものが生み出せなく、理念的なものを大事にすることが重要と思う。	
5	11	参加に際しては市民の自発性が重要である。強制されるべきものではない。	
5	12	子どもの権利として、意見を言う場はかなり現状でも保障されている。どう感じ、どのように深めてものを見るかというところが出来ていないと感じている。教育問題は大きく、そちらが重要と考える。	2

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
5	14	市では既に男女共同参画の計画が出来ている。男女共同参画では、委員会などにおける男女比を1対1にするなど書かないと具体的保障がされないと考える。	3
5	15	#15の市民参加の方法について、既に市民はいろいろな場に参加し、発言できる場が保障されている。この書き方では何も変わらない。今ある手法と新たに提案する手法を整理し、具体的に踏み込んだ方が良いのではないか。	4
5	15	政策提案などが出来る可能性を考えたかどうか。	
5	16	市政への参加の対象について、たとえば、市民生活に大きな影響を及ぼすと考えられる大規模マンション建設の計画づくりにも市民参加ができるのか？	
5	16	市政への参加の対象について、たとえば、市民生活に大きな影響を及ぼすと考えられる大規模マンション建設の計画づくりにも市民参加ができるのか？	
5	17	重要な政策及び計画の策定とは、具体的にはどのような政策や計画のことを想定しているのか。#16の(1)から(4)までのことであれば、#16と#17はひとつにまとめても良いのではないか。	
5	19	骨子案において「参加」については、市民の主体性が前提されているが、「協働」については行政と民の協働を前提とし市民の主体性が読みとれない。『協働』は行政と民との協働だけでなく行政と民の協働を民同士の協働もある、むしろ民同士の協働のほうが重要ではないか。協働社会という場合、公的サービスを行政だけで賄えない状況になってきて、民がお互いに協働してそれを補っている(民-民協働)というのが実状ではないか。そのような実態を行政は十分認識していない、行政側の意識は変わっていない。協働ということについて行政側の理解と市民活動をしている者の感覚とがずれているように思う。市民の主体性を明確にした協働=市民協働ということを規定すべきではないか。	2

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
5	19	行政の縦割り組織が行政との協働の弊害になっている。この条例でその体制を変えられるのか。	
5	19	市の役割として、もっと現場の問題に目を向けて、具体的な参加や協働の旗振り役が重要である。	
5	20	「・・・条例は別に定める」とあるが、誰が作るのか。また、長年にわたって作られないことも想定できるのではないか。	
⑥市民投票制度			
6	21	市民投票制度には常設型とあるが、何かの組織や機関を作るといふことか。それとも市が実施するのか？「常設型の制度とします」では、常設型と非常設型の住民投票制度、その違いを知っている市民がどれほどいるかも疑問だ。「いつでも市民の10分の1以上の賛成があれば、住民投票が実施されます（手続きや市民の資格は別に条例で定めます）」としたらどうか。	3
6	21	「結果は議会、市長を拘束しない」「議会、市長は結果を尊重しなければならない」は矛盾を感じる市民もいるのではないか。「結果尊重義務」を先に書き、続けて「法的（地方自治法）には議会、市長は投票結果に拘束されない」とすれば、精神規程とわかるのではないか。	2
6	21	「6. 市民投票条例」について、わかりやすく書いてほしい。「市民の意思を直接諮るための諮問的な制度」では、何割の市民が理解できるか疑問だ。「諮問」だと、お上が下に聞くニュアンスが出ると思う。「市が、市民にかかわる大切なことを決めるとき、市が市民の総意を参考に聞いたり、市民が考えを表明したりするための投票制度」としたらどうか。	2
6	21	市民投票という市民と市民の定義が違うようだ。これはなぜか。	
6	21	「市民投票制度」（4）にある手続きなどについて「別に定める」とあるが、市が作るということか。	
6	21	住民投票は別に条例で定めるとある。その条例には、子どもたちや高齢者もその事件について事前に勉強してから投票できるようにする仕組みを入れてほしい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
6	21	市民同士、市民と議会の対立について、どのような調整システムを考えているか。	
6	21	「最低投票率50%」とは、小平市としてはハードルが高かったと感じた。	
⑦地域コミュニティ			
7		町会の組織力が弱くなり、最近では名簿も作らなくなった。自治基本条例をきっかけにして今後コミュニティの活性化も考えてほしい。	6
7		自治会といっても何も活動していない自治会もある。地域のことを一生懸命やっている自治会も何もしない自治会も、補助金として市の税金が使えられ、納得できない気持もある。一概に自治会に権限をとっても、矛盾を感じる。	4
7		市には自治会が300あまりある。そこに権限を持たし、地域のことを考えて言ったらどうか。友の会などいろいろな会があるが、地域のことに参加少ない。	
7		自治会長が代わると、今までやっていた地域のことが、はじめからやり直しになったり、やらなくなったりすることもある。自治会自身が代わらないと無理なのではないか。	
7		自治会そのものが形成されていない地区がある。災害時に不安を感じる。	
7		個人情報については、特に障害者や子どもたちの名簿作りに躊躇しているところである。福祉関連の部署でそういう名簿が作られていても、地域の防災目的などには公開できないといって、共有できていない状況にある。いざというときに助け合えるように名簿なども災害時対応等の目的には共有できるようにしてほしい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
7		避難所だけでなく、災害時の備蓄倉庫のありかなど、一般の市民は知らない。また、市でも災害に関する情報や体制づくりはまだまだである。今回の条例に災害に対する体制強化の考え方を追加してほしい。	
7		地域コミュニティも行政も市域を超えた連携が必要。「広域」の視点も是非、検討してほしい。	
7		テーマ別コミュニティは小平で既に広がり、横のネットワーク化が進んでいる。今回をきっかけに市民活動の流れをさらに作っていただけたい。	
7		地域等で課題が生じた時、住民が自発的に協議会を立ち上げ提言できるシステムを盛り込んでほしい。	
⑧議会			
8		議会については議会基本条例にゆだねるのならば、自治基本条例としては細かく規定しすぎているのではないか。議会は賛同してくれているのか。現状の問題認識についても共通理解されているか？	7
8		この議論を通して市民と議会の関係が整理されれば、ちゃんとした人しか議員になれない時代がくるかもしれない。	2
8		市議会の活性化をお願いします。	
8		「議会の使命と役割」がとても細かく書かれており、なるほどと思わされるものがある。	
8		ここに書かれていることはやられていると考える。当然のことでここまで書く必要があるか。	
8		市民、市長、議会との「タウンミーティング」よりつつこんだ意見交換会のようなものがあるといい。	
8	25	議会に「市民本意の市政の実現」というミッションが必要でそれを記述すべき。	
8	25	#25の(3)でいう、市民参加のイメージはどのようなものか。	2
8	25	#25の考え方と同類の、議会が定めた内規が存在するのではないか、重複にならないか。	2

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
8	26	「議決対象の拡大に努めます」とあるが、具体的には何を指すのか。	2
8	26	「議会事務局の充実強化」は議会活動のバックアップのためということで判断してよいか。	
8	26	「議会事務局の充実強化」は人件費の拡大を招くのではないか。	
8	26	議会基本条例とはどのようなものか、事例があるのか。	
8	26	議会の使命として、市民の目線を超え、市民のために先駆的、革新的な提言、政策立案をしていくという内容を入れてほしい。	
8	26	説明文の中に「陳情」について触れているが、廃止されたはずの陳情を復活させようという意図があるのか？	
8	27	議員活動のための時間があつたほうが良いと思い、議員の任期を6年にしたらどうか。	
8	27	政務調査費の是非について問題になっており、明文化して扱うのはいかがか。	
8	27	国でも領収書問題が騒がれているが、政務調査費について、その使途の透明性を確保できるようにしてほしい。	
8	27	#27(2) 市民の要望を踏まえた政策提言→議員は少数市民の利益代表、自分の支持者のために働くのではなく、p23 #32(2)にあるように、「先見性をもち、市のために、将来的に市民のためになるような創造的な課題について政策提言」というような文言が適切ではないか。	
⑨市長等			
9		議会の政務調査費について触れるのであれば、市長や市職員にも同じ視点またはコンプライアンスに関する規定が必要ではないか。服務規定は条例ではないので、改めて規定したらどうか。	
9		行政の不正の問題が最近目立っている。職員の組合に関する規定が必要ではないか。また、議会が職員の不正をチェックできるような仕組みができないか。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
9		首長の多選（3選まで）禁条項がないのはなぜか？条例化されても立候補は自由だし、条例違反でも必要な市長（相手候補は新人だが頼りない、または資格不足など）と市民が判断すれば4選しても構わない。抑制効果はあり、「多選禁止」は必要だ。	
9		「副市長選任の議会同意の不要規程」を入れてほしい。市民が新人市長を選んでも、少数与党だと市民が支持した政策は実行しにくい。市議や市職員あがりではなく、市民から当選した市長はさらに孤独な判断を迫られがち。それを支える副市長は、現行制度で少数与党だと、野党側の意（いわば敵側）から選ばざるえないことも起こりえる。結局市長任期中の副市長不在もある。議会の権能も尊重すべきなので、副市長2人のうち1人は議会同意の不要規程を入れてほしい。	
9		教育行政について、独立性が強く、地域性が重要なところだがアプローチが難しいところでもある。しかし、将来の市民を育てる役割を持っているところでもあり、市民がアプローチできるようにすることが重要と思う。	
9	28	市長に「市民本意の市政の実現」というミッションが必要でそれを記述すべき。	
9	29	「市職員の使命」に、「迅速に職務を遂行し」ということを入れてほしい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
⑩行財政運営のあり方			
10	31	「(1)市は、持続可能な小平市の将来像を示す長期的な総合計画を策定し、それに基づいて、計画的な市政運営を行います。」について、「持続可能な」が何にかかるとよくわからず。	
10	32	団体と意思疎通ができた信頼できる職員が異動してしまいせっかく軌道にのった活動が止まることある。専門性のある人材育成の視点を加えてほしい。	
10	32	「組織と人事」(1)に「横断的」という言葉があるが分りにくい。「相互協調」という言葉に変えたほうがほうが良い。	
10	33	情報の共有について、わかりやすい情報を市から提供することを義務化すべき。	
10	35	「必要があると認められる場合、オンブズマンを設置」については、だれが「必要あると認める」のか？オンブズマンはだれが任命するのか。やはり、「市長」か「職員」か。市民は納得するのか。公設のオンブズマンが機能するとは思えない。市民自治条例には、市民オンブズマンへの支援や行政の市民尊重義務などをうたってはいかか。当然、市民オンブズマン側の責務も書き込む必要がある。	3
10	35	過去に、環境等のことも考えて、全国に先駆けて、煙草の自販機を制限するように市長に提言してきたことがあるが、要望を出しても市からは何の回答も無かった。例えば、こうした要望はこの自治基本条例ではどのように反映されるのか。	
10	35	「35〈苦情・要望への対応〉」について、「公正かつ迅速に対応する」のは、だれなのか明確に書くべき。「市長」か、「職員」か？市政への苦情なのに、事を起こした当事者が「公正」に対応できるか。	
10	35	苦情要望の中で市民の中で解決しなければならないものが、市行政に持ち込まれ可能性がある窓口の設置は問題である。	
10	35	苦情要望への対応は、市民にとっては大事な部分で、判りやすく、字数が増えても誤解のないように書き込んでほしい。	
10	36	行政評価を誰がどのような方法で行うのか、もう少し詳しく書き込むほうがよい。	2

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
10	36	行政評価に対して市民の声が反映されるようになるといい。	2
10	36	市民は既に苦情や意見を言えるいろいろなルートを持っている。(2)の外部者のみでは表現が少なく、なぜ今新たに規定しなければならないかの目的があいまいだ。	
10	36	「行政評価」(2)の「外部者」に、有識者も含めるということを入れてほしい。	
10	36	行政評価の対象は、補助を受けている団体の事業まで含むのか？団体により活動の継続期間、補助金額などがまちまちで、評価対象に含めるとすると賛否両論でるだろう。活動収支報告書などで代替できるのではないか。	
10	37	「危機管理」という言葉があるが、そもそも危機は管理できるものではない。危機に対しては、柔軟に迅速にきめ細かに支援するとか、支援体制を作るとかいったような内容として入れてほしい。	
10	37	個人情報の管理と#37の危機管理との関係はどう考えるのか、どちらを大事にして扱うのか？	
10	37	地域で互いの情報を持つことが必要と感じている。民生委員なども困っていて、孤独死などの問題を生じている。災害時に十分対応できない危惧を持っている。	
10	37	危機管理について、説明文に国民保護計画とあるが、これは内容をみれば有事の際の国民協力を要請する計画となっており、削除してほしい。計画内容をよく読んでほしい。	
10	39	「法務」に市職員の法務の向上とあるが、子育てや障害者のことに係わっていると今の法律的なことでは救えないことが沢山ある。	
10	39	「法務」「法律事務」に触れている条例はめずらしく、大変重要な視点だ。	
10	40	財政のあり方を問題にするなら、現在小平市では負債総額160億円、違っているかもしれないが、巨額の負債を抱えているのが実態である。しかし、施設使用料は無料の無料の場合もあり、使う人と使わない人との不公正感もある。そのようなことを規制していくことが、まずはじめに大事で、それが出来ないで、財政問題を考えても意味がないと思う。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
10	40	小平市は職員や議員が多すぎる。財政的にはそこを改善すべき。	
10	41	市民が条例と関わり続けられるのは良いと思う。条例をつくった後、市民から意見の言える場が、市民からアプローチするときに、#41だけでは弱いのではないか。#35にそのような機能を持つオンブズマンを組み入れたらどうか。	3
10	41	「自治推進委員会」なる、市民の会の設置が謳われている。「議会」は責務及び権限を地方自治法により与えられているが、「自治推進委員会」は、法による権限は一切与えられていない。	2
10	41	自治推進委員会は何らかの拘束力を持つ必要があると思う。自治推進委員会には、「市民本意の市政」という視点で市長・行政・議会をチェックし監視していく役割が重要と思う。	2
10	41	市民自らまちづくりの主体となるためには、市民が小平市のことを知り考えていくこと必要。そのため白書作りなどが必要で、「市民が白書づくりを行う」ことを記述する必要がある。「白書づくり」を、#41の推進委員会が行うこと良いと思う。条文では見えない動きが明確になる。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
(3) 他の政府との連携			
12		小平市は、南側の市との連携が弱い。隣接市との連携により、効率化できる部分大きい。隣接市との関係を大切にと言う条文があってもよい。	2
12		国や都に対しての部分。市は、都などの政府との関係では対等であることを自治基本条例に明記すべきと思う。小平市は都に対して弱いと感じている。広域的な都市計画道路など、何十年経っても実現せず、市民生活に問題の多いものがある。	2
(4) 条例の管理・検証			
14		この条例の管理が重要と思う。都市マスタープラン策定に関わった経験では作って終わりになっている。審議会等あらゆるで評価がない。制定された後は、具体的にどのように実効性が保証されるのか。	2
(5) 前文			
		前文は、市民の皆さまの思いや課題、未来をみせるもので大切だ。ラフなものでよいので、前文案たたき台3～4種類くらい提案して意見をきいたらいかか。	6

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
(6) 全体のバランス・表現方法など			
		難しい表現、カタカナや漢字が多く、多くの市民、とくに子どもたちにとっては分かりにくいので、わかりやすい表現を使うか振り仮名を振るなど、配慮してほしい。学校で社会科の授業で使えるといい。	4
		参加より「参画」の方がより積極的でないではないか。	3
		かなり高レベルに議論まで到達している。	3
		条文の末尾の表現で、「努めます」の表現が気になる。しかも全般的に多く使われている。あいまいな表現に感じる。目指すなどのほうが良いと思う。	2
		説明文を除いて読む場合、とても説明不足の条例になっているのではないか。市民にもわかりやすいものにしてほしい。	2
		テーマごとに具体的なものと抽象的なものがありバランスが偏っている。	
		「公平・公正」という言葉がいろいろなところで使われているが、「公正」という言葉には危惧しているところがある。生活保護費削減や公営住宅の長期居住拒否の理由として「公平」という言葉が使われているからである。	
		自治基本条例というと硬いイメージである。主婦層には受けが弱いのではないか。条例のタイトルも、例えば、「皆でよいまちをつくる為のルールを作る条例」といったような柔らかいタイトルの表現が良いのではないか。	
		説明欄に「～反対論があります」とあるが、だれの反対意見か？	
		具体性がもう少しほしい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
4.自治基本条例の位置づけ			
		自治基本条例は上位条例として明記すべき。	2
		自治基本条例について、国の法律や都条例などとの関連性がわからない。	3
		まちづくり条例のような内容が良いと思う。	
5. 個別テーマ			
		国分寺、小金井両市で図書館、公民館など公共施設が利用できるように協定してほしい。利用条件を整えれば問題は起きないはず。空いているのに、使いたいという人には使わせないのはおかしい。	
		国分寺駅に小平市出張所を。コミュニティバス路線増を求める市民の声の一つに、「市役所が遠い」との理由がある。新たに国分寺駅に設けると、西武、中央両線住民に対応でき、「市役所が遠い」人は極めて少なくなるはず。	
		西武国分寺線、多摩湖線の最終電車時間延長を。都市間競争も考えると終電延長は必要だ。	
		ルネ小平、元気村の東村山市民活用の促進を。両施設は東村山市境に立地。細部は不明だが同市民の利用に障壁があれば、小平市民と同等の利用条件（ぶつかった場合のみ小平市民優先など）にし、施設活用に努める。東村山、東久留米市報にも催し案内を載せるよう努力を。	
		車の危険を避けるため、公道と私道の間反射ミラーや車止めを作って欲しいと思い、市役所へ要望したが、私道との関係で出来なかった。しかし、その後救急車などが来ると、やはり危険性などの問題は残ったままであり、市の対応に釈然としないものがある。市が介在して話をつけて欲しいと思った。こうしたことは他の地域でもあることと思うが、他ではどう対応しているのか知りたい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
6. 市民の会議について			
		活気があり熱意があつてとてもよい。立派な活動をなさっている方々に敬意を表します。	13
		一部の市民がつくっている条例案に妥当性があるのか。議会というものがあつながら、「市民の会議」なるものを立ち上げ、その組織を構成する少数の意見を「市民の意見」と称して議会に影響力を持たせるとするのは、間接民主制に反するのではないか。	3
		市民の意見に対して、市民が答える姿勢が大切だと思った。それこそが自治基本条例の原点であり、意識の高い市民が多いことを頼もしく思う。	
		「市民の会議」は市長の諮問機関ではないのか？	
		市民の会議の方々、個人個人の想いが気になった。なぜ、市民会議に参加し、引っぱっていく立場になったか。	
		女性はどの程度参加され、意見は反映されているのか。	
		市民の会の名簿を見たが、他6名とある人の名前を教えてください。もし、教えてもらえない場合は、納得のいく理由を聞きたい。他の人は公開されているのに、なぜ6名だけ伏せられているのか？	
		小平在住でなくても、メンバーになれるようであるが、小平市外のメンバーはどれくらいいるのか。	
		市民の会議の作成している書類等の印刷費はどこから出ているのか。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
7. 条例づくりのプロセスについて			
		市議会議員は条例の検討に参加していないのか？議員への呼びかけはやっているのか？議員でも個人的に話を聞くことが大事だ。	5
		小平市の自治基本条例づくりの市民の取組みを成功させてほしい。	2
		プロセスでは市長に条例案を提出とあるが、一緒に策定することはないのか。市民の会議が作った案は市が丸のみするのか。市はきちんと主体性を持って主張すべきだと思う。素案をたたきあい調整することが必要ではないか。	3
		市民全体の盛り上がりが大切だと強く感じた。今後の幅広い議論を期待する。	2
		具体的な条例の実現に向け、より多くの市民に認められ支持されるものでなければならない。	2
		この小平市自治基本条例骨子案は、来年3月に案としてまとまるということだが、条例としてはいつ頃制定されるのか。	
		条例案を議会に出して議会に否決されることもある意味大事なことだ。結果的に可決されても否決されても運動は続けていくべきだ。	
		この素案はサラリーマン世代が作ったものに見える。もっと、農家や商工業者などいろいろな分野の人たちの視点をいれてつくっていくべきではないか。	
		条例づくりのそもそもの発起人は誰か？	
		他市の作り方と差異はあるのか？	
		自治基本条例策定の過程で、子どもの意見を聴くこと考えているか？	
		今後、どう進めるのか、市民との話し合いはこれで終わりか。	
		まだまだ「市民の会議」とPIが必要だ。どれほどの時間をかけるかより、議論が成り立っているかが重要だ。市民も行政も本当に在民主権の意識になるまで、飽かず弛まず学ぶ努力をし続け、できるだけ誰も疎外しない覚悟で情報の共有と収集をはかり、「市民」が尊厳を持ち、互いを尊重し容認して暮らすのにどのように優先順位をつけていけばよいか、選択の余地や工夫する事を容認されるような知恵に近づく事を目ざす方向で話し合っていきたい。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
8.広報、PIについて			
		リーフレットが分かりやすくてよかった。色使いも良かったし、若い人の感性もはいついて良かった。これがあったから自治条例のことも理解できた。学生のボランティアで、ロゴマークやパンフを作成し、市民全体に広げるころみがすばらしい。	5
		市民が市の重要な条例を作れるという画期的な事実を多くの人に知ってほしい。	4
		条例は難解なので、子どもや高齢者にも理解できるような説明や機会を設けるなど工夫をしてほしい。	4
		辻山先生の話聞いて、白紙だった事情がある程度理解できた。意見を聞き、作ることはよいとの感想を持った。	3
		NHKの「子どもニュース」みたいなものを参考に、資料づくりなどをわかりやすいもので考えたらどうか。	2
		この自治基本条例に関して、資料の回覧はあるが、およそ関心を持っている人が少ない。簡単な文章で町内回覧したらどうか。	2
		市民の会議のHPは細かく情報公開されており、大変よい。	2
		PIのやり方は良いと思うが、参加者をどれだけ確保するかがポイントでは。	2
		聞くまでは何かと疑問があったが、次回も参加したいと思った。	
		意見交換会という試み自体が、画期的だと思う。保育もつけていただきありがとうございました。	
		フォーラムには大勢の市民が集まってよかった。	
		今回、自治会あてにチラシ1枚しか送ってこなかったので、掲示板に貼るだけで終わってしまった。回覧もできなかった。	

小平市自治基本条例をつくる市民の会議
市民意見交換会などの意見記録

章 番号	# 番号	質問または意見の内容	意見 数
		重要な条文であり、次のステップで、何らかのPIを行う必要があるのではないか。今回のように地区に分かれてやる必要はなく、中央公民館などでよいと思う。	
		活動が盛り上がっていけば、市役所、議員の中にも味方が増えていくと思う。応援したいと思います。	
		骨子案はかなり検討半ばという印象だ。市民の会議から各項目にどのような論点、相反するどのような意見があるという説明が必要だ。	